

佐賀県内における死亡労働災害の概要

令和7年2月7日現在

【令和6年】

番号	業種	管轄署	発生日	被災者	事故の型	起因物	発生状況
			時刻	年齢			
1	製造業	伊万里署	R6.1.15	男	はさまれ、巻き込まれ	その他の金属加工用機械	被災者は、工場内の鋼板を切断する機械のコンペアー操作盤付近の床面につつ伏せの状態で見えられ、その後死亡が確認された。発見時の状況から、機械の付属部材と当該機械近くの構造物に挟まれたものと推測される。
			14時45分頃	70歳代			
2	製造業	佐賀署	R6.1.25	男	交通事故(道路)	トラック	国道バイパス道路において、被災者が運転する軽トラックが中央線をはみ出し、対向車線の中型トラックと正面衝突した。被災者は帰社途中であり、軽トラックに同乗者はいなかった。
3	建設業	伊万里署	R6.2.12	男	墜落・転落	解体用機械	建物解体工事において、被災者は建屋2階にて解体用つかみ機を運転して、解体材が入ったフレコンバッグの吊り輪を掴み、旋回したところ、解体用つかみ機のバランスが崩れ、機体から投げ出され1階に墜落し、落下してきた解体用つかみ機の下敷きとなったもの。
4	接客・娯楽業	武雄署	R6.4.20	男	その他	起因物なし	閉店作業中、頭痛及びろれつがまわらなくなり、意識不明となる。その後、病院へ緊急搬送されたが、3日後に死亡した。
5	製造業	佐賀署	R6.7.9	男	はさまれ、巻き込まれ	エレベータ、リフト	工場内において、被災者は電動ホイストにつり下げた鉄製の搬器をガイドレールに沿って昇降させる装置を使用し、生産機械の部品を1階に下す作業中、搬器上部フレームと、昇降路に接する2階の床面に頭部を挟まれた状態で発見された。(現在調査中)
6	運輸交通業	唐津署	R6.7.25	男	交通事故(道路)	トラック	片側1車線の県道において、被災者はダンプトラックを運転し作業場所へ向かう途中、下りの緩やかな右カーブで、左側のガードレール及び道路脇の立木に激突した。 (現在調査中)
7	運輸交通業	佐賀署	R6.7.28	男	交通事故(その他)	その他の乗物	県外での業務を終え、ヘリコプターを操縦して帰社途中、墜落したもの。(現在調査中)
8	運輸交通業	佐賀署	R6.7.28	男	交通事故(その他)	その他の乗物	県外での業務を終え、ヘリコプターに同乗して帰社途中、墜落したもの。(現在調査中)
9	製造業	佐賀署	R6.10.28	男	はさまれ、巻き込まれ	混合機・粉碎機	被災者は、ボールミルを使用して硬質ボールの洗浄作業を一人で行っていた。その後休憩時間になっても被災者が見当たらないことから、工場内に捜しにきた同僚が、機械に右半身を巻き込まれた状態の被災者を発見した。(現在調査中)

表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

【令和5年】

番号	業種	管轄署	発生日	被災者	事故の型	起因物	発生状況
			時刻	年齢			
1	建設業	伊万里署	R5.3.9	男	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	道路工事のため片側交通規制を行っていた片側一車線の道路において、道路工事作業が終了したため、被災者はクッションドラム等の交通規制用具等を工事規制車両(トラック)に載せる作業を行っていたところ、被災者の後方から、交通誘導員の誘導を無視して現場内に進入した乗用車に激突された。
			3時20分頃	60歳代			
2	製造業	伊万里署	R5.3.30	男	はさまれ、巻き込まれ	旋盤	被災者は、立旋盤を使用して、一人で金属部材の加工作業を行っていたが、その後、可動する立旋盤の構造部材と立旋盤と一体となった点検用足場の間に首を挟まれた状態で発見され、その後死亡が確認された。
3	建設業	唐津署	R5.5.22	男	転倒	整地・運搬・積み込み用機械	山間部道路の災害復旧工事現場において、ドラグショベルを使用してダンプトラックに積まれた土砂が入ったフレコンバックを荷台から降ろす作業中、フレコンバックを吊り上げ、旋回していたところ、ドラグショベルが横転し、道路の路肩から転落した。ドラグショベルを運転していた被災者は、地面とドラグショベルにはさまれ被災した。
4	製造業	佐賀署	R5.6.22	男	有害物等との接触	有害物	塗料を製造する攪拌槽(容量700リットル)内において、被災者は攪拌羽根にひっかかった状態で発見され、その後死亡が確認された。(有機溶剤中毒)
5	建設業	武雄署	R5.8.10	男	はさまれ、巻き込まれ	整地・運搬・積み込み用機械	事業場の工場敷地内において、一人でトラクター・ショベルを運転してダンプトラックへの砂の積み込み作業を行っていた被災者が、ダンプトラックの助手席のドアとトラクター・ショベルの左後方ボンネットとの間に腹部が挟まれた状態で発見され、その後死亡が確認された。
6	建設業	佐賀署	R5.9.8	男	おぼれ	水	被災者が一人で肩掛式刈払機を使用して、法面勾配34度の農業用水路付近の除草作業を行っていたが、その後被災者が見当たらなくなったため捜索したところ、水路内でつつぶせの状態で見つかった被災者が発見され、その場で死亡が確認された。刈払機は被災者の肩に掛けられた状態であった。後日、死因は溺死と判明した。
7	製造業	佐賀署	R5.9.19	男	激突され	フォークリフト	事業場敷地内において、荷受け作業中、被災者は搬入トラックからフォークリフトに積荷を移す作業の補助を行っていたが、その後、受付伝票を事務所まで渡しに行き、歩いて作業場所に戻る途中、方向転換し後退してきたフォークリフトにはねられてひかれた。
8	商業	武雄署	R5.11.22	男	墜落・転落	通路	一人で新聞配達を行っていた被災者が、道路と配達予定先である民家の間の地面で倒れ、死亡している状態で発見されたもの。付近に被災者が使用していた自動車が発見されており、状況から道路の端から墜落したものと推測される。
9	運輸交通業	武雄署	R5.12.18	男	墜落・転落	トラック	配送先事業場敷地内において、4トンダンプトラックの運転手である被災者は当該ダンプトラックの荷台上で作業を行っていたが、被災者が荷台上で後ずさりをした際に、被災者の脚部が当該ダンプトラックの右側面のおおりに接触し、そのまま後ろ向きに約1.1メートル下の地面に墜落した。被災者は保護帽を着用していなかった。